

事務連絡  
令和2年7月13日

|   |                         |        |    |
|---|-------------------------|--------|----|
| 各 | 〔都道府県<br>保健所設置市<br>特別区〕 | 衛生主管部局 | 御中 |
|   |                         | 民生主管部局 | 御中 |
| 各 | 都道府県労働局                 | 労働基準部  | 御中 |
|   |                         | 職業安定部  | 御中 |

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 厚生労働省健康局健康課      | 医政局総務課        |
| 医薬生活衛生局総務課       | 医薬生活衛生局水道課    |
| 労働基準局安全衛生部労働衛生課  | 職業安定局高齢者雇用対策課 |
| 子ども家庭局総務課        | 社会・援護局総務課     |
| 社会・援護局障害保健福祉部企画課 | 老健局総務課        |

## 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

気温の高い日が続く今夏において、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

政府では、7月1日から8月31日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防等についてより一層の周知を図ることとしています。

熱中症予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和2年5月18日付け事務連絡。別添参照）で周知させていただいたところですが、今般、改めて周知いたしますのでよろしくお取扱いの程お願いいたします。

また、今年はこれまでとは異なる生活環境下におかれていることから、例年以上に熱中症に気を付けることが重要です。ついては、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止に十分留意しつつ、熱中症予防を可能な範囲で広く呼びかけていただきますようお願いいたします。なお、熱中症予防のリーフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載しておりますので御活用ください。リーフレットは以下の URL からダウンロードが可能です。

➤ 熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642298.pdf>

- 熱中症予防のために  
日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/necchushoyobou.pdf>  
英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000363394.pdf>  
中国語版：（簡体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526939.pdf>  
（繁体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526936.pdf>  
韓国語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000526940.pdf>
- 障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイント：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000526946.pdf>
- 学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：  
日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>  
英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628094.pdf>
- 職場の熱中症予防対策は万全ですか？：  
[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000116152\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000116152_2.pdf)

(担当者)

|  |
|--|
| 厚生労働省健康局健康課<br>十川、松川<br>TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)<br>FAX : 03-3503-8563<br>e-mail : communityhealth@mhlw.go.jp |
|--|

事務連絡  
令和2年5月18日

|   |                                     |        |    |
|---|-------------------------------------|--------|----|
| 各 | 〔 都 道 府 県<br>保 健 所 設 置 市<br>特 別 区 〕 | 衛生主管部局 | 御中 |
|   |                                     | 民生主管部局 | 御中 |
| 各 | 都道府県労働局                             | 労働基準部  | 御中 |
|   |                                     | 職業安定部  | 御中 |

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 厚生労働省    | 健康局      | 健康課      |
| 医政局      | 総務局      | 総務課      |
| 医薬・生活衛生局 | 総務局      | 総務課      |
| 医薬・生活衛生局 | 水道課      | 水道課      |
| 労働基準局    | 安全衛生部    | 労働衛生課    |
| 職業安定局    | 高齢者雇用対策課 | 高齢者雇用対策課 |
| 子ども家庭局   | 総務課      | 総務課      |
| 社会・援護局   | 総務課      | 総務課      |
| 社会・援護局   | 障害保健福祉部  | 企画課      |
| 老健局      | 総務課      | 総務課      |

## 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しております。本年度においても、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、可能な範囲で広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いいたします。

また、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン2015」について、厚生労働省ホームページ熱中症関連情報 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)) のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」（令和2年3月25日付け基安発0325第1号基準局安全衛生部長通知）により通知しております。詳細につきましては、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>) にもございますので、御承知おきください。

さらに、今年7月から関東甲信地方（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、山梨）においては、環境省、気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」が先行実施されます。

従来、気温を基準として情報提供されていた高温注意情報が「暑さ指数（WBGT値）」を用いた基準に置き換わる取組で、熱中症の危険度が非常に高くなる日に、国民に「気づき」を与え、予防行動に移していただくための情報となっています。

該当地域におかれては、「熱中症警戒アラート（試行）」受信後、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等のご協力をお願いいたします。詳細は別添を御参照ください。

（参考）リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

➤ 熱中症予防のために：

日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/necchushoyobou.pdf>

英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000363394.pdf>

中国語版：（簡体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526939.pdf>

（繁体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526936.pdf>

韓国語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000526940.pdf>

- 障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイント：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000526946.pdf>
  
- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：  
日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>  
英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628094.pdf>
  
- 職場の熱中症予防対策は万全ですか？：  
[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000116152\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000116152_2.pdf)
  
- WBGT 指数を把握して熱中症を予防しましょう！：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628869.pdf>
  
- みんなで防ごう！熱中症：  
日本語版：[https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN\\_JAPANESE\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_JAPANESE_2.pdf)  
英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605381.pdf>  
インドネシア語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605382.pdf>  
クメール語（カンボジア語）版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605384.pdf>  
モンゴル語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605386.pdf>  
ミャンマー語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605388.pdf>  
ネパール語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605389.pdf>  
タガログ語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605392.pdf>  
タイ語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605394.pdf>  
ベトナム語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605396.pdf>  
中国語（簡体字）版：[https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN\\_KANTAIJI\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_KANTAIJI_2.pdf)

(担当者)

厚生労働省健康局健康課地域保健室

十川、松川

TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)

FAX : 03-3503-8563